

国語施策の課題に関する論点整理の進め方

文化審議会国語分科会で検討すべき事項（次年度以降5～10年の審議事項）を含め、国語・国語施策の課題に関する論点を整理する。

趣旨

- I 令和3年度末に中間報告を示し、令和4年度中に最終報告を取りまとめ
- II 中間報告の段階で急ぎ取り組むべき課題とされたものは、次期の審議事項とし課題整理と並行して検討を開始
- III 直ちに審議事項とすることが難しい場合にも、重要な課題については、現状の考え方とともに今後審議に入るための条件について整理。また、国語分科会で扱うべき内容であるか判断が難しい課題についても、重要な事項については指摘
- IV 各課題は、従来の事項別の示し方ではなく、日本語によるコミュニケーション上の問題点がどこにあるか、という観点から体系的に整理

令3.7/30	8	9/17金 13:00~	10/12火 10:00~	11/16火 10:00~	12/21火 10:00~	令4.1/24月 15:00~	2/21月 15:00~	3/8火 10:00~
課題小委		課題小委	国語分科会	課題小委	課題小委	課題小委	課題小委	国語分科会
整理の進め方について 現行の内閣告示について① ヒアリング (成川委員)		現行の内閣告示について② (公共のコミュニケーションで用いる表記)	審議状況の報告	新たな課題について① ヒアリングと意見交換 (コミュニケーション上の問題点の洗い出し) (用語・語彙)	新たな課題について② (教育)	新たな課題について③ (総括)	中間報告案の決定	中間報告
(そのほか、緊急に検討すべき課題が生じた場合には、柔軟に対応)								

令和4年度

- 令和3年度の中間報告のうち、直ちに対応することが望ましい課題について、検討を開始
 - 内閣告示等の改定を伴わず、対応が可能な課題
 - ・ 審議事項として具体化し、期の冒頭から検討を開始。
 - 内閣告示の改定を要する課題の場合
 - ・ 改定の可否について、令和3年度から調査（各府省庁の施策や教育課程との関係）
 - ・ 改定に進む場合には、事務的な調整の後、審議を開始

現行の内閣告示に関する課題の整理（～10月）

- 現行の内閣告示に関する課題を整理
 - 【委員からの指摘】常用漢字表、外来語の表記、送り仮名の付け方、ローマ字のつづり方
 - 対応が必要と判断される場合
 - ① 直ちに対応すべきか、また、対応が可能か
 - ② 内閣告示の改定を必要とするか、改定以外の方法で対応できる内容か（例:「常用漢字表」と「異字同訓の漢字の使い分け例」の関係）
 - ③ 直ちに対応しない場合にも、将来に向けて整理しておくべきことがあるか

国語施策に関する課題について「コミュニケーション上の問題点がどこにあるか」という観点から整理（11月～）

- 日本語によるコミュニケーションが難しくなっている分野・事項について、国語施策に関わると考えられる論点を中心に、体系的に整理
 - 【委員からの指摘】用語（専門用語・外来語）に関する問題、基本語彙の整理、多様化・多層化する社会への言語的な対応、情報機器による影響、言葉のふさわしさの問題、目安としての意味 等
 - 直ちに対応することが望ましい課題
 - 次期から検討（調査等を含む。）を開始
 - 中・長期的に検討すべき論点
 - 対応の可否にかかわらず、将来に向けて整理しておくべき論点
 - 「新しい時代に応じた国語施策について」（平成7年 国語審議会審議経過報告）以来、四半世紀ぶりとなる網羅的な論点整理を実施

中間報告においては、内閣告示に関する課題についても、「コミュニケーション上の問題点がどこにあるか」という観点から改めて整理し直す。

※ 内閣告示改定の可否については、事務局でも検討

● 課題に関する論点整理を継続

中間報告を踏まえ、最終報告を令和4年度内に取りまとめ。
原案作成のための主査打合せ会を設置した上で、今後の国語施策の方向性を打ち出すことを目指し検討。

加えて、論点整理の報告をはじめ、過去の国語分科会の成果物に関して、社会に対するより効果的な周知の在り方についても検討。